

# 旅館業法について

厚生労働省

# 1. 旅館業法の適用判断について

○ 旅館業法の適用にあたっては、次の4項目を踏まえ判断している。

## ➤ 旅館業法の営業許可が必要な場合

### ① 宿泊料を徴収

#### 【宿泊料】

- ・ 名称にかかわらず、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費など
- ・ 時間単位で利用させる場合を含む

### ② 社会性の有無

#### 【社会性があると判断される例】

- ・ 不特定の者を宿泊させる場合
- ・ 広告等により広く一般に募集を行っている場合など

### ③ 継続反復性の有無

#### 【継続反復性があると判断される例】

- ・ 宿泊募集を継続的に行っている場合
- ・ 曜日限定、季節営業など、営業日を限定した場合であっても繰り返し行っている場合など

### ④ 生活の本拠か否か

#### 【生活の本拠でないと考えられる例】

- ・ 使用期間が1ヶ月未満（ウイークリーマンション等）
- ・ 使用期間が1ヶ月以上であっても、部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合（下宿など）など

## ➤ 旅館業法の営業許可を必要としない場合

#### 【宿泊料以外】

- ・ 食事代
- ・ テレビ等の視聴料
- ・ 体験事業の体験料など

#### 【社会性がないと判断される例】

- ・ 日頃から交流のある親戚、知人、友人を泊める場合など

#### 【継続反復性がないと判断される例】

- ・ 年1回（2～3日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものなど

#### 【生活の本拠と考えられる例】

- ・ 使用期間が1ヶ月以上（マンション、アパート、マンスリーマンション、サービスアパートメント等）で、使用者自らの責任で部屋の清掃等を行う場合など

※ 病院、特別養護老人ホーム等、他の法律に基づく目的を達成するため、付随的に宿泊を行うものについては、その目的、衛生面の対応状況等を踏まえ、旅館業法の適用外としているものもある。

## (参考) 旅館業法に関するQ&A

(平成27年11月27日付け生活衛生・食品安全部長通知において、各自治体に情報提供したもの)

Q1 旅館業とはどのようなものですか

A1 旅館業とは「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされています。そのため、「宿泊料」(Q7参照)を徴収しない場合は旅館業法の適用は受けません。

なお、旅館業がアパート等の貸室業と違う点は、①施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること、②施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないこととなります。

Q2 個人が自宅の一部を利用して人を宿泊させる場合は、旅館業法上の許可が必要ですか。

A2 個人が自宅や空き家の一部を利用して行う場合であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合(Q1参照)には、旅館業法上の許可が必要です。

Q3 知人・友人を宿泊させる場合でも旅館業法上の許可は必要ですか。

A3 旅館業に該当する「営業」とは、「社会性をもって継続反復されているもの」となります。ここでいう「社会性をもって」とは、社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為として行われるものであり、一般的には、知人・友人を宿泊させる場合は、「社会性をもって」には当たらず、旅館業法上の許可は不要と考えられます。

Q4 インターネットを介して知り合った外国の方が来日した際に、自宅の空き部屋に泊まってもらいました。その際、お礼としてお金をもらいましたが、問題ないでしょうか。

A4 日頃から交友関係にある外国の方を泊められる場合は、Q3の場合と同様と考えられます。ただし、インターネットサイト等を利用して、不特定多数の方を対象とした宿泊者の募集を行い、繰り返し人を宿泊させる場合は、「社会性をもって継続反復されているもの」に当たるため、宿泊料と見なされるものを受け取る場合は、旅館業の許可を受ける必要があります。

Q5 営利を目的としてではなく、人とのコミュニケーションなど交流を目的として宿泊させる場合でも、旅館業法上の許可は必要ですか。

A5 人とのコミュニケーションなど交流を目的とすることだけでは旅館業法の対象外とならないため、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合（Q1参照）には、旅館業法上の許可が必要です。

Q6 土日のみ限定して宿泊サービスを提供する場合であっても、旅館業法上の許可は必要ですか。

A6 日数や曜日をあらかじめ限定した場合であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させる行為が反復継続して行われる場合は、旅館業法上の許可が必要です。

Q7 「宿泊料」ではなく、例えば「体験料」など別の名目で料金を徴収すれば旅館業法上の許可は不要ですか。

A7 「宿泊料」とは、名目だけではなく、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費などが含まれます。このため、これらの費用を徴収して人を宿泊させる営業を行う場合には、旅館業法上の許可が必要です。

Q8 旅館業法上の許可を受けずに、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行った場合はどうなりますか。

A8 旅館業法第10条では、許可を受けずに旅館業を営んだ者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処することとされています。

Q9 旅館業法上の許可を受けるにはどうすればいいですか。

A9 使用する予定の施設の所在する都道府県（保健所を設置する市、特別区を含む。）で申請の受付や事前相談等を行っています。

## 2. 宿泊者名簿への記載等の徹底について

平成17年2月9日 健発第0209001号  
都道府県知事・政令市市長・特別区区長宛て  
厚生労働省健康局長通知

### 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

旅館業法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、平成17年1月24日厚生労働省令第7号をもって公布され、平成17年4月1日から施行されることとなった。

貴職におかれては、下記の内容を十分御了知の上、貴管内の関係団体及び旅館業者等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 改正の背景

旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条に規定する宿泊者名簿については、感染症が発生し又は感染症患者が旅館等に宿泊した場合において、その感染経路を調査すること等を目的として、営業者に対して、宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載させることとしているところであるが、当該旅館等に外国人が宿泊していたような場合、当該外国人の身元を後日確認するためには、現在の旅館業法で規定されている事項のみでは特定が不十分となるおそれがあった。

また、近年の諸外国におけるテロ事案の発生を受けて、我が国内においてもテロ発生に対する脅威が高まってきており、不特定多数の者が利用する旅館等においてはその利用者の安全確保のための体制整備がますます重要となってきた。

なお、本改正による措置は、平成16年12月10日に政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「テロの未然防止に関する行動計画」において、その実施を求められたものである。



## 2 改正の内容

- (1) 営業者が備える宿泊者名簿に記載すべき事項として、宿泊者の氏名、住所及び職業に加え、当該宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合にはその者の国籍及び旅券番号を併せて記載することとされ、また、その他都道府県知事が必要と認める事項を記載することとされた（改正規則第4条の2）。
- (2) 経過措置として、施行日以前から宿泊を開始している宿泊者に係る宿泊者名簿の記載については、なお従前のとおりとすることとされた（改正規則附則）。

## 3 本改正により営業者が実施すべき事項

- (1) 宿泊者名簿に住所等を記載することについては、旅館業法第6条に基づき従来から実施されてきたものであるが、改正規則施行後においては、宿泊者が自らの住所として国外の地名を告げた場合、営業者は、当該宿泊者の国籍及び旅券番号の申告も求めることとする。
- (2) 氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には正確を期する必要があるため、本改正により宿泊者名簿に国籍及び旅券番号の記載をすることとなる宿泊者に対しては、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存することとする。これにより、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代替しても差し支えないものとする。